

岩手県告示第 786 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 2 項の規定により、県が発注する森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程を次のように定める。

平成 18 年 7 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加資格者の資格及び指名等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、森林整備事業の請負契約を締結する場合における指名競争入札参加者の資格及び指名等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「森林整備事業」とは、治山事業（保安林整備事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、山地治山事業、共生保安林整備事業及び特定流域総合治山事業をいう。）及びいわて環境の森整備事業のうち、地^{ごし}拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業及び簡易施設（作業道、筋工、土留工等をいう。）の設置に係る事業をいう。

（資格の審査）

第 3 条 森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める指名競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者は、資格審査を受けることができない。

（申請書の提出）

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に森林整備事業請負契約指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

- （1） 第 6 条第 1 項の規定により作成した名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を承継した者
- （2） 名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人
- （3） 名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人
- （4） 第 9 条第 1 項の規定により資格を取り消された場合において当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者

（資格基準等の公示）

第 5 条 知事は、資格基準を定めたとき、及び申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

（名簿の作成及び通知）

第 6 条 知事は、資格審査を行ったときは、資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき名簿を作成し、又はこれに追加するものとする。

2 前項の場合において、知事は、資格審査の結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

（名簿の有効期間）

第 7 条 名簿の有効期間は、2 会計年度とする。ただし、2 会計年度経過後翌 2 会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前 2 会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

（資格の喪失）

第 8 条 資格者が、政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する場合においては、森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格（以下「資格」という。）を失うものとする。

（資格の取消し）

第9条 知事は、資格者が政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定に基づき資格者の資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第10条 知事は、森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者のうちから行うものとする。

附 則

1 この告示は、平成18年7月14日から施行する。

2 第6条第1項の規定により作成された最初の名簿の有効期間は、第7条の規定にかかわらず、平成19年度末までとする。